

資料 1

指 定 申 請 書

平成 30 年 10 月 20 日

(宛先)川崎市教育委員会

申請人

住 所 川崎市川崎区大師町 4 番 4 8 号

氏 名 川崎大師双盤講
講元 田辺 照雄



川崎市文化財保護条例第2条の規定により、川崎市重要習俗技艺の指定について次のとおり申請します。

名 称	川崎大師引声念仏・双盤念仏	
概 要	別紙のとおり	
指定を申請する理由	川崎大師引声念仏・双盤念仏は、川崎市域で唯一現存している双盤講である川崎大師双盤講により保存・継承されており、特に引声念仏は全国的にも現存する例が少なく、その歴史も明確であり、川崎市域の仏教行事・仏教芸能を考える上で重要な存在である。	
その他参考となる事項		
※記 事		<p>継承習俗芸術受付 文化財課 日 収 30.10.22 受 第 号</p>

注 ※印欄は記入しないでください。

川崎大師引声念仏・双盤念仏 指定調書

名 称 川崎大師引声念仏・双盤念仏
所 在 地 川崎市川崎区大師町4番48号
保存団体 川崎大師双盤講
指定区分 川崎市重要習俗技芸
指定理由

1 双盤念仏とは

民間の念仏には唱えを中心とした、名号を口に出して唱える融通念仏、盂蘭盆や葬送で唱える六齋念仏、鉦を叩きながら唱える双盤念仏などや踊りを伴う踊り念仏、風流系の念仏踊りなどがある。唱えを中心とした念仏は伝承が難しく存続が危ぶまれているところが多い。

双盤念仏は、直径1尺から1尺3寸(35cm前後)の鉦2枚を叩きながら唱える念仏である。念仏は浄土宗特有の念仏で、古くは慈覚大師円仁によって伝えられた比叡山常行堂の引声念仏(天台宗・浄土真宗では「いんじょうねんぶつ」と読む)の系譜を引く。15世紀初頭、京都の真如堂の十夜法要にこの引声念仏が唱えられ、明応4年(1495)に鎌倉光明寺にもたらされて、以降、浄土宗の法要の念仏となった。十夜法要の中の南無阿弥陀仏を繰り返す「引声念仏」の系統が双盤念仏の念仏になったと考えられている。

一方、双盤念仏で用いられる双盤鉦は、現在確認されているものとしては万治2年(1659)の鉦(福島県喜多方市郷土民俗館所蔵)が最古で、貞享4年(1687)の川崎市殿町法栄寺の鉦は3番目に古い例とされる。いずれにしても、この頃双盤鉦ができて寺院の法要に使われ出したものと想定される。双盤とは2枚の鉦をさすという説と声明の音階である双調・盤渉調に叩き分けるからという説とがある。僧が2枚鉦を向かい合わせにして両手で叩くのが浄土宗の儀軌である。この2枚鉦双盤念仏が民間に下降し3枚から10枚の鉦を並べて叩く、在家の人による並び鉦の双盤念仏が広まった。江戸中期より始まり、宗派を超えて関東では幕末から明治時代に大流行した。鎌倉光明寺、八王子大善寺、九品仏浄真寺、芝赤羽橋間魔堂、浅草寺奥山念仏堂などがその拠点であった。これとは別に、関西では曇版鉦や双盤鉦を叩きながら六字詰めを唱える楷定念仏が滋賀県の安土浄厳院を中心に広まっている。並び鉦の双盤念仏としては京都真如堂の十夜念仏が有名である。

在家の双盤念仏には、法要の中で叩く役鉦(元来役僧が叩いたから)と平鉦といわれる法要の合間に叩くものがある。役鉦は六字詰めを唱えることが多いことから「六字詰め」といい、後者の平鉦を狭義の「双盤念仏」という。川崎大師双盤講では前者を「引声念仏」、後者を「双盤念仏」としている。

2 川崎大師引声念仏・双盤念仏の概要

川崎大師双盤講の念仏には引声念仏と双盤念仏がある。

引声念仏については『平間寺史』(昭和9年)に天保5年(1834)第35世隆盛和尚が本堂再建を期して「引聲念仏」を始めたとあり、この念仏は戸帳の開閉を伴うため現在では「引帳(いんじょう)念仏」の語を使うこともある。引声念仏は3月20日より22日まで正御影供に際して行われる。弘法大師の入定した3月21日を中心にする法要であるが、引帳念仏の名があるよう、御本尊の大師像の御戸帳といわれる御簾を開閉する行事で、この時、双盤講の「みすあけ」担当が宮殿裏の綱を引き、開閉の任にあたる。この引声念仏は中に「六字詰め」の曲が入るため、「六字詰め」の念仏ともいう。双盤講は本尊を祀る宮殿正面の外陣に座る。鉦は2枚のみで、左右に分かれて叩き、中央に講元が座り、後ろに20人ほどの講員が「付け衆」として並んで座って念仏を唱える。時間は10分ほどである。また5月と9月の21日の大護摩供にも引声念仏をあげる。この時は御簾の上げ下げはなく、念仏は僧の入堂前に始まり、念仏の終わりに大導師、職衆が入堂し、着座する。

この双盤念仏は、明治30年頃、初代講元である古尾谷浅吉が川崎市中原区木月から大師河原の中瀬に移ってきて始めた。したがって木月大楽寺の流れをくみ、さらに九品仏浄真寺の奥澤流と専念寺(横浜市戸塚)の深沢流の高低抑揚をつけて川崎大師の双盤念仏とした。

双盤講は戦中に、4枚あった鉦を供出したため一時中断していたが、昭和34年(1959)の本堂再建後、昭和35年(1960)に復活した。この時、双盤鉦3枚とウマと呼ばれる太鼓1つが奉納されるなどした。講元は中山安太郎()、露木一男()、田辺照雄()と続いてきている。

双盤講は、かつては大本坊の浄光殿で行われていたが、平成10年頃から、境内にある不動堂で行われるようになり、平成28年頃から信徒休憩所の二階で、原則第三日曜日の午後行われている。

双盤念仏は次のような14の曲目の念仏と鉦の叩きからなる。

座つき——手向——半々座——半座——掛け出し(太鼓)——掛け念仏——玉入れ——三二一のブッキリーゴギョウのキリ——六道——六ツ頭——大開き——山道上る・下る——雷落し——終わり座つき

以上で40分ほどかかる。引声念仏は「手向」から「掛け念仏」の部分が六字詰めになって時間が短く、双盤念仏は「玉入れ」からの鉦の叩きの部分が長く複雑になっている。

現在、講員は25名で、その構成は、60歳以上の者が多い。太鼓の叩き方が難しいためこれを習得するには時間がかかるという。平成26年に行われた10年に一度の御開帳に際して、鉦2枚が新調されたほか、双盤講は現在も毎年5月に九品仏浄真寺や横浜市生麦の正泉寺にも出仕するなど、活動が盛んである。

3 評価

(1) 川崎市市内には6か所以上に双盤講があった(坂本2014)が、現在は川崎大師双盤講の

- みである。全国では双盤念仏の現行箇所が激減している。現行箇所は東京都6か所、埼玉県2か所、神奈川県30か所（三浦半島に集中し、三浦半島以外は6か所）で、文化財として指定されている件数は、東京都5件、埼玉県2件、神奈川県2件である。
- (2) 御戸帳の開閉に双盤念仏（川崎大師では引声念仏という）が叩かれるのは、善光寺（長野県長野市）に見られるように合図鉦としての双盤念仏の基本的機能である。現行では善光寺や吉祥寺（福岡県北九州市）で確認されるが、類例は少ない。双盤念仏の機能を考える上で大いに参考になる。
- (3) 講員が多く、念仏の唱えや叩きが明確に保存されている（他所では伝承が難しく崩れているところが多い）。加えて川崎大師双盤講独自の曲節を有している。
- (4) 引声念仏・双盤念仏の歴史を明確に確認することができる。

以上のとおり、川崎大師引声念仏・双盤念仏は、川崎市域で唯一現存している双盤講である川崎大師双盤講により保存・継承されており、特に引声念仏は全国的にも現存する例が少ない。その歴史も明確であり、川崎市域の仏教行事・仏教芸能を考える上で重要である。

〔付記〕

- ① 「大正六年各町村双盤講芳名録 大師河原村双盤講中」の記録（角田 1970）があり、当該資料は大正6年（1917）の赤札の大開帳の時に川崎大師に挨拶に来た各町村双盤講の芳名録で、東京都の都内都下および神奈川県の計53の町村が記載されている。
- ② 昭和町町内会館の如意輪観音堂では大師双盤講の昭和町在住の講員が6月第3日曜日の四万六千日の観音縁日に双盤念仏を奉納する。毎月第2第4火曜日に練習に集まる。
- ③ 殿町の法栄寺（天台宗）には双盤鉦が2枚あり、この鉦を昭和町の双盤講が借りて叩いていた。双盤鉦の年号は、貞享4年（1687）と享保2年（1717）である。貞享4年の鉦は現在確認されている全国の双盤鉦で3番目の古鉦である。この頃には法栄寺で僧の叩く双盤念仏があったものと推定される。

【引用・参考文献】

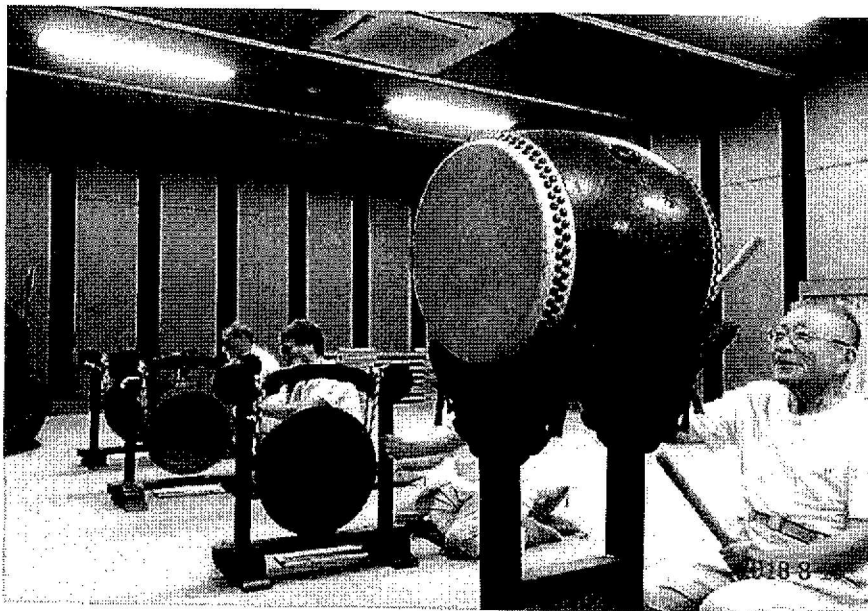
- 角田益信 1970 「大師の双盤念仏」『高津郷土史料集』第7篇 川崎市立高津図書館
- 坂本 要 2014 「神奈川県の双盤念仏」『民俗学論叢』第29号 相模民俗学会
- 仏教大学民間念仏信仰の研究念仏研究会 1966 『民間念仏信仰の研究 資料編』隆文館
- 小峰孝男 2012 「民俗芸能としての双盤念仏」東村山ふるさと歴史館 企画展図録
- 横浜市教育委員会社会教育部文化財課 2012 『横浜の文化財—横浜市文化財総合調査報告書概報(十)』
- 横浜市教育委員会 1986 『横浜の民俗芸能』
- 東京都教育委員会 1990 『東京都双盤念仏調査報告』

川崎大師双盤講々員名簿(平成30年度)

氏名	住所	電話番号	氏名	住所	電話番号
1	川崎区		16	川崎区	
2	川崎区		17	川崎区	
3	川崎区		18	鶴見区	
4	川崎区		19	川崎区	
5	川崎区		20	川崎区	
6	川崎区		21	川崎区	
7	川崎区		22	川崎区	
8	川崎区		23	川崎区	
9	川崎区		24	川崎区	
10	川崎区		25	川崎区	
11	川崎区		26		
12	川崎区				
13	川崎区				
14	川崎区				
15	川崎区				



引声念仏



双盤念仏

資料 2

30川教文第815号

平成30年11月13日

川崎市文化財審議会会長

相澤 正彦 様

川崎市教育委員会

教育長・渡邊 直美



川崎市重要習俗技芸の指定について（諮問）

このことについて、別添のとおり川崎大師双盤講 講元 田辺照雄から指定申請書が提出されましたので、川崎市文化財保護条例第3条第2項の規定により、次の文化財の指定について、川崎市文化財審議会において御審議くださいますよう、諮問いたします。

川崎市重要習俗技芸 指定候補

名 称	保存団体	所 在 地
川崎大師引声念仏・双盤念仏	川崎大師双盤講	川崎市川崎区大師町4番48号

〔添付書類〕

「川崎大師引声念仏・双盤念仏」指定申請書（写）

資料 3

平成31年1月11日

川崎市教育委員会
教育長 渡邊 直美 様

川崎市文化財審議会
会長

相澤正彦

川崎市重要習俗技芸の指定について (答申)

平成30年11月13日付30川教文第815号により諮問のありました標記の件について、平成31年1月11日開催の川崎市文化財審議会において慎重に審議いたしました結果、次の文化財は川崎市重要習俗技芸にふさわしいとの意見の一致をみましたので、指定するよう答申いたします。

名 称	保存団体	所 在 地
川崎大師引声念仏・双盤念仏	川崎大師双盤講	川崎市川崎区大師町4番48号